



栃木県公報

平成30年
2月28日(水)
号外
第6号

目次

告示

○知事指定薬物の指定..... 1

告示

栃木県告示第84号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年2月28日

栃木県知事 福田 富一

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-（4-フルオロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド（通称名4F-iBF, 4-FIBF, 4-Fluoroisobutyryl fentanyl）及びその塩類
- (2) N-（4-クロロフェニル）-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）イソブチルアミド（通称名4Cl-iBF, 4-Chloroisobutyryl fentanyl）及びその塩類
- (3) N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド（通称名Tetrahydrofuranlyl fentanyl, THF-F）及びその塩類
- (4) N-（2-メトキシベンジル）-N-メチル-1-（4-メチルフェニル）プロパン-2-アミン（通称名4-MMA-NBOMe）及びその塩類
- (5) 1-（3, 5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル）プロパン-2-アミン（通称名3C-P）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日

平成30年3月1日

（薬務課）